



特定社会保険労務士

ヒライ先生のQ&A

〈PROFILE〉平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例 営業秘密の侵害(競業避止義務)

その3

競業避止義務の有効性については、少々古いですがフォセコ・ジャパン・リミテッド事件(奈良地裁 昭45.10.23)がリーディングケースです。今月号から、この判例をとりあげます。

事件の概要

F社と競業関係にあるA社の取締役に就任した退職者2名に対し、「金属铸造用副資材の製造販売業務に従事してはならない」との競業行為の差し止めが請求された事件である。

債権者(会社)のF社は、金属铸造の際使用する熔湯処理剤、鋳型用添加剤、押湯保温材等の各種治金用副資材の製造販売を業としている。A社は、製品全てがF社の製品に対応しているため競業関係にある。債務者(退職者)であるXとYは昭和33年3月F社に入社し、昭和44年6月に退社するまで、Xは約10年間債権者の本社研究部に所属し、退社時には豊川工場の現場の品質管理を担当した。債務者Yは入社時より同44年4月まで本社研究部に所属し、以後退社するまで大阪支社铸造本部で販売業務に従事していた。債務者両名は、債権者に在職中、債権者との間に秘密漏洩禁止、退社後の競業避止に関する特約を結び、(1)雇用契約存続期間中、終了後を問わず、業務上知り得た秘密を他に漏洩しないこと。(2)雇用契約終了後満2年間会社と競業関係にある一切の企業に、直接にも間接にも関係しないこと。の2点を特約し、かつ機密保持手当を受けていた。

債務者両名は、債権者F社を退社後まもなくの昭和44年8月29日にA社が設立されると同時に同社の取締役に就任したことで、債権者から前記特約違反に基づいて債務者両名の競業行為の差し止めが請求され認容された。

では、判決文から前記秘密漏洩禁止、退社後の競業禁止に関する特約の効力についてみてみましょう。

一般に雇用関係において、その就職に際して、あるいは在職中において、本件特約のような退職後ににおける競業避止義務を含むような特約が結ばれることはしばしば行われていることであるが、被用者に対する競業避止の特約は経済的弱者である被用者からの生計の道を奪い、その生存をおびやかすおそれがあると同時に被用者の職業選択の自由を制限し、又競争の制限による不当な独占の発生するおそれ等を伴うからその特約締結につき合理的な事情の存在することの立証がないときは、一応営業の自由に対する干渉とみなされ、特にその特約が単に競争者の排除、抑制を目的とする場合には、公序良俗に反し無効であることは明らかである。……(以下略)

としながらも、何故本件特約を有効と判断し仮処分申請を認容したのでしょうか。次号では、その理由をみてみます。

〔つづく〕